平成２５年（フ）第１４１５号
大阪市旭区太子橋２丁目９番16号、前住所大阪府守口市豊秀町２丁目12番７号
債務者　レディースファッションカラーこと　原田　相龍
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾﨑　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５４２号
大阪府柏原市大県４丁目16番26―201号　フローラルコート
債務者　山口　祥典
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　賢介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５７９号
大阪府豊中市寺内２丁目13番５―603号
債務者　杉本　英子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　李　　尚昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６０８号
大阪市平野区喜連西５―４―61　プレジール302号、住民票上の住所大阪市平野区瓜破２丁目３番20号
債務者　三谷　　介
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵田　雄久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６０９号
大阪市平野区喜連西５―４―61　プレジール302号、住民票上の住所大阪市平野区瓜破２丁目３番20号
債務者　三谷　敦子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵田　雄久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６３９号
大阪府箕面市牧落３丁目14番16―401号
債務者　西畑　博史
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相沢　祐太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６４０号
大阪府寝屋川市堀溝３丁目７番15号
債務者　中川　丈平
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　　謙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６４１号
大阪府寝屋川市堀溝３丁目７番15号
債務者　中川　裕子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　　謙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６５４号
大阪府茨木市橋の内１丁目４番13号、前住所大阪府茨木市橋の内２丁目７番４―302号
債務者　アップル工芸こと　菊池　幸一
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達友基子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７５２号
大阪市生野区巽南３丁目８番２―602号、事業所所在地大阪市生野区巽東４―６―20
債務者　泰和金型製作所こと　中村　途男
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　克彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０６号
広島市西区己斐上５丁目20番22号
債務者　伊藤百合香
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷本　素子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７８号
広島市佐伯区八幡東２丁目11番12号
債務者　藤田　能朗
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２号
広島市東区山根町28番34―102号
債務者　フォワードステップこと　日髙　浩司
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森友　隆成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９８号
広島市西区三篠町１丁目８番７―501号、住民票上の住所広島市西区楠木町４丁目12番22号
債務者　石橋　卓郎
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横谷荘一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０７号
函館市亀田町６番50号
債務者　澤田　里見（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１１１号
函館市美原２丁目28番10―301号　ピアパレス美原
債務者　岩井　卓也
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１１４号
函館市鍛治１丁目16番16号
債務者　赤川美技子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
函館地方裁判所